

令和8年6月2日

保護者 様  
地域の皆様

さいたま市立神田小学校  
校長 中村 誠

### 台風6号の接近に伴う学校の対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り心より御礼を申し上げます。

さて、台風6号が北上を続けており、今後、日本列島に上陸して6月3日（水）には関東地方を通過する可能性があります。

このことを受け、6月3日（水）の登校については、下記の通り対応させていただきます。ご家庭におかれましても、お子様の安全に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

- (1) 臨時休業の判断については5月27日付で配信した「気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の基準について（お知らせ）」に準じます。詳しくは別紙をご参照ください。
- (2) 臨時休業とならなかった場合でも、台風により風雨が激しかったり、道路が冠水したりしている等、登校に危険が予見される場合は、自宅で待機し落ち着いてから登校するなど、ご家庭で判断いただきますようお願いいたします。なお、この場合における遅刻、欠席については、非常変災としての出席停止扱いとなります。

担当 神田小 教 頭  
TEL 853-4377

保護者様  
地域の皆様

さいたま市教育委員会  
さいたま市立神田小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の  
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
気象庁より、令和8年5月28日(木)から新たな防災気象情報の運用を開始する旨の発表がありました。

つきましては、これに伴い、さいたま市立学校における一斉臨時休業の基準について、下記のとおり変更いたします。内容を御確認いただき、今後の対応に御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が発表する本市域を対象とした気象警報のうち右に該当するもの	<警戒レベル5相当> <b>特別警報</b> (大雨・氾濫・暴風・暴風雪・大雪)	<b>午前6時</b> の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の場合 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象となる予想が示されている場合、その日を一斉臨時休業とする。
	<警戒レベル4相当> <b>危険警報</b> (大雨・氾濫)	
	<警戒レベル3相当> <b>警報</b> (暴風・暴風雪)	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることがあります。
- (3) 市立高等学校については、通学範囲が広域であるため、各学校で判断します。

担当 神田小 教頭  
電話 853-4377  
(一斉臨時休業の基準についての問い合わせ)  
さいたま市教育委員会 健康教育課  
電話 829-1679